

杉並区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年8月14日

杉並区長

杉本聡子

杉並区規則第80号

杉並区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区児童育成手当条例施行規則（昭和46年杉並区規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条各号中「366万1,000円」を「375万8,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、令和8年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。